

岩倉市道路占用料条例 別表

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位:円)	
			改正後	現行
道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	990 (40)	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	880 (30)	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	88 (3)	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860 (30)	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	530 (20)	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800 (100)	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740 (20)	720
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200 (▲200)	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800 (100)	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37 (1)	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53 (2)	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79 (2)	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110 (10)	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160 (10)	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210 (10)	200

	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	370 (10)	360
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530 (20)	510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100 (100)	1,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5 5
		その他のもの	長さ1メートル1年につき	18 (1) 17
	設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	1,400 1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	880 (30) 850
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	530 (20) 510
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800 (100) 1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,800 (100) 1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,100 (▲100) 1,200
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	660 (▲50) 710
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800 (100) 1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	22 (▲2) 24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	220 (▲20) 240
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220 (▲20) 240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200 (▲200) 2,400
	標識		1本1年につき	1,400 1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22 (▲2) 24
		その他のもの	1本1月につき	220 (▲20) 240

幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22 (▲2)	24
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220 (▲20)	240
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき 2,200 (▲200)	2,400
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	1,800 (100)	1,700
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	220 (▲20)	240
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	180 (10)	170
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012 を乗じて 得た額 (▲0.002)	Aに0.014 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009 を乗じて 得た額 (▲0.001)	Aに0.01 を乗じて 得た額

備考

(1) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(2) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(4) Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。